

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 21 日

各障がい福祉サービス事業所・施設等 運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

個人防護具の配布の実施について

平素より、本県の障がい福祉行政の推進につきまして、御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄されていた個人防護具（N95 マスク、ガウン、非滅菌手袋）について、この度、国から医療機関や高齢者施設、障がい者施設等を対象に無償で配布されることとなりました。

つきましては、個人防護具の配布をご希望される場合は、下記のとおり「しまね電子申請サービス」により回答していただきますようお願いいたします。

記

1. 国から無償配布される個人防護具の種類
N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（※）、非滅菌手袋
※「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。
（注）各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。
2. 配布スケジュール
令和 6 年 12 月を目途に順次配布を開始、令和 7 年 3 月頃を目途に配送完了予定です。
3. 配布方法
国から各施設へ直送されます。
4. 調査方法
裏面の「5. 留意事項（重要）」をご確認の上、配布を希望する場合は、**10月28日（月）12：00**までに「しまね電子申請サービス」よりご回答ください。（電話やFAX、メールによる回答はできません。）



●しまね電子申請サービス回答用直接リンク URL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/bougogu>

裏面あり

5. 留意事項（重要）

- 出荷される物資は、使用推奨期限が令和7年度中に切れるものとなります。
- 配布後の個人防護具の廃棄については、配布希望施設で対応してください。
- 希望数量が国の配布対象数量の上限に達する場合は、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合があります。
- 備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。
- 配布された個人防護具については、配布希望施設が自ら使用してください。
- 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行いません。また、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導を行います。
- 申請後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

6. 本件に関するお問合せ先

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係 担当：奥村

電話番号：0852-22-5254